

標準市議会委員会条例一部改正(令和6年2月8日第234回理事会)

新	旧
(委員長及び副委員長がともにないときの互選)	(委員長及び副委員長がともにないときの互選)
第十条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。	第十条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。
2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。	2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。
(委員長の職務代行)	(委員長の職務代行)
第十二条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。	第十二条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。
2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。	2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。
(委員会の開会方法の特例)	(新設)
第十五条の二 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会は、この限りでない。	(新設)
2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	
3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。	
4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	
【第十五条の二参考】(オンライン委員会の対象に育児等を加える場合の参考)	(新設)
(委員会の開会方法の特例)	(新設)
第十五条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識	(新設)

<p><u>しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条（（秘密会））第一項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p>	
<p><u>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p>	
<p><u>3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p>	
<p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	
<p>（秘密会）</p>	<p>（秘密会）</p>
<p>第二十条（略）</p>	<p>第二十条（略）</p>
<p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に<u>諮</u>つて決める。</p>	<p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会には<u>か</u>つて決める。</p>
<p>（出席説明の要求）</p>	<p>（出席説明の要求）</p>
<p>第二十一条（略）</p>	<p>第二十一条（略）</p>
<p><u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。（参考）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（秩序保持に関する措置）</p>	<p>（秩序保持に関する措置）</p>
<p>第二十二条（略）</p>	<p>第二十二条（略）</p>
<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終わる</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>	<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終る</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>

(公聴会開催の手續)	(公聴会開催の手續)
第二十三条 (略)	第二十三条 (略)
2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を <u>聴こうとする</u> 案件その他必要な事件を公示する。	2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を <u>きこうとする</u> 案件その他必要な事件を公示する。
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
2 <u>前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十八条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u>	(新設)
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第二十五条 公聴会において意見を <u>聴こうとする</u> 利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 <u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u>	第二十五条 公聴会において意見を <u>聞こうとする</u> 利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 <u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u>
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に <u>偏らない</u> ように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に <u>かたよらない</u> ように公述人を選ばなければならない。
3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u>	(新設)
(公述人の発言)	(公述人の発言)
第二十六条 (略)	第二十六条 (略)
2 公述人の発言は、その意見を <u>聴こうとする</u> 案件の範囲を超えてはならない。	2 公述人の発言は、その意見を <u>聞こうとする</u> 案件の範囲を超えてはならない。
3 (略)	3 (略)
(代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)	(代理人又は <u>文書</u> による意見の陳述)
第二十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。</u> ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	第二十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書で意見を提示することができない。</u> ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)	(参考人)
第二十九条 (略)	第二十九条 (略)
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を <u>聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u>	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を <u>聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u>
3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べる</u> ことができる。	(新設)
4 参考人については、第二十六条 ((公述人の発言))、第二十七条 ((委員と公述人の質疑)) 及び第二十八条 ((代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)) の規定を準用する。	3 参考人については、第二十六条 ((公述人の発言))、第二十七条 ((委員と公述人の質疑)) 及び第二十八条 ((代理人又は <u>文書</u> による意見の陳述)) の規定を準用する。
(記録)	(記録)
第三十条 (略)	第三十条 (略)
(削る)	2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u>
2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u>	3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u>
3 <u>第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u>	(新設)